

誰が労働世界を規律すべきなのか？
「自治」とは、国家の不介入か？

特別講演

ドイツにおける国家と協約自治との関係

マーティン・ベーレンス氏 PD Dr. Martin BEHRENS
(ドイツ経済・社会学研究所、ヨーロッパ労使関係部門・主任研究員)

日時： 2024年9月6日（金） 15時～17時

場所： 中央大学茗荷谷キャンパス 2階 2E07教室

※講演言語はドイツ語ですが、通訳があります。

※要事前申込 →



<https://forms.gle/j3XM1CWJUsX37xDW6>

(懇親会参加希望の場合の申込期限：8月9日)

どなたでもご参加いただけます。

日本比較法研究所共同研究グループ

「労使関係の現代的展開と労働法」

お問合せ先：井川志郎 (sikawa940@g.chuo-u.ac.jp)